

令和7年12月5日

令和7年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和7年12月5日 閉会

令和7年12月12日 開会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和7年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和7年12月5日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 保君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
総 務 課 長	山宮 忠仁君	住 民 課 長	岡部 優一君
子育て定住推進課長	河村 寿仁君	福 祉 保 健 課 長	須崎 洋司君
観 光 産 業 課 長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	新島 和貴君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	坂本 秀一君
会 計 管 理 者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡部 勝 君		

令和7年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和7年12月 5日(金)
午前10時00分 開会・開議

会 期 令和7年12月5日～12月12日(8日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	9番 高橋 邦男 議員 会議録署名議員の指名 10番 原島 幸次 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第61号	奥多摩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
7	議案第62号	奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第63号	奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第64号	奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第65号	奥多摩町環境基本条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第66号	小丹波西生活雑排水路直接浄化施設撤去工事請負契約の変更について	原案可決
12	議案第67号	令和7年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
13	議案第68号	奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計の消費税等の納付延滞に係る損害賠償額の決定について	原案可決
14	—	西秋川衛生組合議会議員の選挙	決 定
15	—	秋川流域斎場組合議会議員の選挙	決 定

日程	議案番号	議 案 名		結 果
16	—	陳情の受付について	7 陳情第 3 号	総務文教常任 委員会付託

(午後 2 時 20 分散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（澤本 幹男君） これより令和 7 年第 4 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

9 番 高橋邦男議員、

10 番 原島幸次議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 12 月 1 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、大澤由香里議員よりご報告願います。大澤由香里議員。

〔議会運営委員長 大澤由香里君 登壇〕

○議会運営委員長（大澤由香里君） 議会運営委員会の報告をいたします。

令和 7 年第 4 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 12 月 1 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 12 月 12 日までの 8 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案等は、全 8 件であります。本日及び 12 月 12 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例会に付された請願書及び陳情書の受付状況についてであります、陳情が 1 件提出されております。つきましては、本日の本会議終了後に総務文教常任委員会を開催し、審査をお願いします。

なお、この審査が行われた陳情の採決は、本会議第 2 日である 12 月 12 日の最終日に行う予定です。

次に、一般質問についてであります、本会議第 2 日である 12 日に行います。通告者は 8 名で、通告順に実施します。円滑な議事進行のため、簡潔な質問及び答弁にご協力をお願いいたします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・

採決別一覧表をご覧ください。

議案第 61 号につきましては、単独で上程した上で、採決は、即決と決定しております。

次に、議案第 62 号から議案第 64 号までの 3 議案につきましては、関連がありますので、一括上程とし、採決は、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 65 号及び議案第 66 号は、それぞれ単独上程とし、採決は、即決と決定しております。

次に、議案第 67 号及び議案第 68 号の 2 議案につきましては、関連がありますので、一括上程とし、採決は、それぞれ即決と決定しております。

次に、辞職願が提出され、欠員が生じております一部事務組合議会の西秋川衛生組合議会議員及び秋川流域斎場組合議会議員の選挙についてご協議、決定をお願いするものであります。

以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長のご報告といたします。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 8 日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおりに進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は配布のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の閉会中の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和 7 年第 4 回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、去る 11 月 27 日の令和 7 年第 3 回奥多摩町議会臨時会におきまして各議案ご

審議の上、ご決定をいただきました。感謝を申し上げます。

臨時会では、議長、副議長をはじめ、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長並びに各委員の構成が決定されました。これまで議長を務められました小峰議員、副議長を務められました澤本議員におかれましては、町議会を代表し、国、東京都への要望や町議会の運営等にご尽力を賜り、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

また、新たに就任されました澤本議長、宮野副議長におかれましては、町が抱えている様々な課題や実情をご賢察いただき、議会と町が車の両輪となって課題の解決に向かっていけるよう引き続き町政へのご指導、ご協力をお願い申し上げます。

また、この臨時会において一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計の計5会計の補正予算につきましてご審議をいただきました。中でも一般会計補正予算における庁舎建設整備事業については、11月21日に開催いたしました議会全員協議会及び27日の臨時会の中でもご説明申し上げましたとおり、昨今の人件費や建設資材費の高騰により事業総額が当初の計画を大きく超える見込みでございます。

しかし、大規模災害発生時に迅速かつ的確な公的支援を実施するため、防災拠点となる役場庁舎をより安全で機能的な施設とすることは、住民皆様が将来にわたり安心して生活していただくためにも非常に重要であり、必要不可欠であるという考えに変わりはありません。

町といたしましては今後とも住民皆様のご理解をいただきながら、可能な限り効率的に、着実に事業を遂行していく所存でございますので、議員皆様におかれましても引き続きのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、10月25、26日の両日、町制施行70周年記念第40回奥多摩ふれあいまつりを開催いたしましたところ、保育園児の皆さんや小・中学校の児童・生徒による発表、また、奥多摩清流太鼓をはじめとした町内各種団体による披露、そして、出展いただきました各ブースでの展示や販売、そして、俳優、寺島進さんの奥多摩町観光大使就任式、細川たかしさんによる昭和歌謡ショーを開催いたしました。特に寺島さんの観光大使就任につきましては、11月8日に就任式を開催したアカペラユニット「XUXU（シュシュ）」の就任と合わせ、町としてはじめての試みとなります。観光大使の皆様には今後も町の顔として様々な場面で奥多摩のPRにご活躍いただきたいと考えております。

また、ふれあいまつりの翌日の10月27日には、奥多摩ふれあいまつり農林水産物品評会において東京都知事賞をはじめ、特等賞を受賞したワサビを東京都庁に持参し、小池都知事をはじめ、職員の皆様にお届けしましたところ、大変喜んでいただきました。

町制施行 70 周年という節目の年に開催された今年のふれあいまつりでは、小さなお子さんから高齢の皆様まで例年にも増して大勢の町民皆様にご来場いただき、皆様のお力添えで盛会に開催できましたことに対しまして改めて感謝を申し上げます。

また、ふれあいまつり 2 日目と同日の 10 月 26 日には「奥多摩中学校開校 10 周年記念〇〇祭」が開催されました。この企画は、奥多摩中学校の 3 年生が中学校における総合的な学習の時間において 1 年次から継続して町の現状と課題について学び、調査し、地域住民の皆様とともにその解決の方法を探求してきた結果として実施されたもので、中学生が自らの手で町を盛り上げ、その魅力を町内外に発信したいという目的意識の下、イベントの準備段階から当日の運営まで中学生自身が中心となって進められました。

当日は、西多摩地域の飲食店等の出店や小河内の鹿島踊り、川井八雲神社獅子舞の披露など、ステージイベントを実施し、クライマックスには中学校校庭で花火が打ち上げられるなど、2,743 人の来場者とともに盛大に行われました。

奥多摩の未来を担う中学生がふるさとである奥多摩と地域について自ら考え、挑戦し、町内外の様々な方のご協力をいただきながら、この「〇〇祭」を実現させたことは、町の未来への希望を十分に感じさせるものであると同時に、私といたしましても、地域に根差した奥多摩ならではの教育を続けていくことの重要性和価値を改めて認識したところでございます。

今回の「〇〇祭」の開催に当たり地域の皆様や関係者の方々など様々な皆様が中学生を温かく見守ってくださり、ご支援をいただきましたこと、この場を借りて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第 61 号 奥多摩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、児童福祉法の一部改正により令和 8 年度から乳児等通園支援事業の実施が義務化されることに伴い、規定を整備するものであります。

議案第 62 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 63 号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第 64 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備するものであります。

議案第 65 号 奥多摩町環境基本条例の一部を改正する条例につきましては、奥多摩町環境保全員に関する制度を改めるため、規定を整備するものであります。

議案第 66 号 小丹波西生活雑排水路直接浄化施設撤去工事請負契約の変更につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものです。

議案第 67 号につきましては、現在執行しております令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計の補正予算案となります。

議案第 68 号 奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計の消費税等の納付延滞に係る損害賠償額の決定については、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、延滞税及び加算税額について議会の議決をいただくものです。

以上、条例の新規制定 1 件、条例の一部改正 4 件、契約案件 1 件、補正予算案 1 件、損害賠償額に関する案件 1 件の計 8 件であります。

これら議案の具体的内容につきましては、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この 10 月 12 日、J R 古里駅から程近くに一般社団法人つむぐまちづくり奥多摩が運営するコミュニティースペース「k o r i - m o g u (こりモグ)」がオープンいたしました。この施設は、空家となっていた古民家を改装し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄り、世代間交流ができる居場所として整備されたもので、子どもの遊び場、学びの場であると同時に、高齢者の皆様まで誰でも使える「みんなの食堂」やコミュニティカフェともなります。この事業は、「奥多摩 A U B A」や「来るつく～」に続き、空家を活用して住民の交流の場に繋げるものであり、奥多摩独自の地域活性化に新たな可能性をもたらすものと考えております。

今後も町として民間事業者とも連携し、子どもから高齢者まで多世代の住民皆様とともに地域活性化を推進していきたいと存じますので、議員皆様をはじめ、地域の皆様及び関係機関の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。令和 7 年第 4 回奥多摩町議会定例会のご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 61 号 奥多摩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。子育て定住推進課長。

〔子育て定住推進課長 河村 寿仁君 登壇〕

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） それでは、タブレット端末の議案第 61 号をご覧ください。議案第 61 号 奥多摩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正により、令和 8 年度から乳児等通園支援事業が義務化されることに伴い、当該事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるためでございます。

2 ページから 10 ページにかけまして条例制定文となりますが、条例の制定に関する説明資料として、タブレット端末に議案第 61 号 奥多摩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例提案説明付属資料というファイルがございます。こちらのファイルでご説明をさせていただきますので、ファイルをお開きいただきたいと思います。

表題に奥多摩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（概要）と記載のある資料でございます。

はじめに、項番 1、制度概要でございますが、乳児等通園支援事業、通称、こども誰でも通園制度と言いますが、この制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度でございます。令和 8 年度からは全ての自治体で実施されることとなりました。

次に、項番 2、条例制定の趣旨でございますが、児童福祉法において乳児等通園支援事業は、区市町村の認可事業とされており、当町で事業を実施する事業者は、当町の認可を受ける必要があります。認可の基準は、国の定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）に従い、又は参酌し、町が条例で定めるとなっております。

本条例につきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないことから、国の基準と同様の内容の規定といたしております。

次に、項番 3、主な制定内容でございますが、（1）総則として、第 1 条から第 19 条まで、趣旨、定義、一般原則、災害対策、安全計画の策定、虐待の防止、衛生管理、秘密保持、苦情対応等について定めています。

次に、（2）乳児等通園支援事業の区分として、第 20 条では、乳児等通園支援事業の区分を定めており、一般型乳児等通園支援事業は、保育所等の本体とは別に定員を設け、専従職員を配置して実施する事業、また、余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所等の

本体の利用定員に余裕がある場合に利用定員の範囲内で実施する事業として定めています。

次に、（３）一般型乳児等通園支援事業の基準として、第 21 条から第 24 条までは、一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準、保育士等の職員の配置、実施する乳児等通園支援の内容、保護者との連絡について定めています。

次に、（４）余裕活用型乳児等通園支援事業の基準として、第 25 条では、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準、第 26 条では、乳児等通園支援の内容、保護者との連絡は一般型事業の規定を準用することを定めています。

次の 2 ページをご覧ください。次に、項番 4、条例の概要につきましてこちらの表により規定の内容の概要をご説明いたします。

まず第 1 条は、この条例の趣旨を規定し、第 2 条は、条例で定める用語の定義を規定し、第 3 条は、乳児等通園支援事業の設備及び運営の最低基準を定める目的を規定しています。

第 4 条は、乳児等通園支援事業者は、常に設備及び運営を向上させる義務を負うことなどを規定し、第 5 条は、乳児等通園支援事業者の一般原則として、乳児等通園支援事業の提供の在り方や設備に関する事業者が実施すべき事項を規定しています。

第 6 条は、非常災害対策の必要な措置を講じることについて規定し、第 7 条は、安全計画の策定と計画に従った措置を講じることについて規定し、第 8 条は、自動車を運行する場合の所在の確認と車内置き去り防止措置を講じることの安全に関することについて規定しています。

第 9 条は、乳児等通園支援事業者の職員の一般条件を規定し、第 10 条は、乳児等通園支援事業者の職員は知識及び技能の向上に努める義務を有し、事業者は研修の機会を確保する義務があることなど職員の知識及び技能の向上などについて規定しています。

第 11 条は、他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定しています。

第 12 条は、利用乳幼児に対して差別的な取扱いをしてはならないことを規定し、第 13 条は、虐待等の行為の防止について規定しています。

第 14 条は、複数の利用乳幼児がいることから、衛生管理、感染症の発生や蔓延防止の措置を講じることなどについて規定し、第 15 条は、食事の提供を行う場合において調理機能を有する設備の設置について規定しています。

第 16 条は、乳児等通園支援事業所内部の規定として、乳児等通園支援事業の目的や内容、運営規定など、事業者が定めなければならない重要事項に関する規定について規定し、第 17 条は、乳児等通園支援事業者が備える帳簿について規定し、第 18 条は、職員の秘密

保持に関する責務及び秘密保持に関する措置を講じることについて規定し、第 19 条は、苦情に対する対応などについて規定しています。

第 20 条は、一般型乳児等通園支援事業所と余裕活用型乳児等通園支援事業所の乳児等通園支援事業の区分について規定しています。

第 21 条から 24 条までは、一般型乳児等通園支援事業について定めていますが、第 21 条は、事業所の設備の基準について規定し、第 22 条は、保育士等の職員の配置の基準などについて規定し、第 23 条は、乳児等通園支援の内容を規定し、第 24 条は、保護者の理解を得るためには保護者との密接な連絡が必要不可欠なことから、保護者との連絡について規定しています。

第 25 条及び第 26 条は、余裕活用型乳児等通園支援事業について定めていますが、第 25 条は、事業所の設備及び職員の基準について保育所等の施設又は事業所の区分ごとに規定し、第 26 条は、第 23 条及び第 24 条の一般型乳児等通園支援事業の規定を準用することについて規定しています。

第 27 条は、書面で行うことが規定されている、または想定される各種書類について書面に代えて電磁的記録による対応を可能とすることについて規定しています。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第 61 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 61 号の質疑を行います。5 番、大澤由香里議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

このこども誰でも通園制度は、保護者の就労条件を問わず、いつでもどこでも 3 歳未満の未就園児を預けられる制度ですが、奥多摩町の場合、これから参入する事業所はないと思われまので、必然的に古里保育園と氷川保育園が受入れ対象施設になるかと思えます。他自治体では希望する事業所を市町村が認可する仕組みになっていますが、奥多摩町の場合、2 つしかないのので、希望の有無にかかわらず認可することになるのではないかと推察しますが、いかがでしょうか。また、保育園側が断ることはできますでしょうか。お願いします。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えをいたします。

町内では、氷川、古里保育園と 2 園しかないということで、そちらが認可についてはど

うかというご質問かと思いますが、こちら基本的には奥多摩の中では新しく事業所が認可をされるという想定は今のところないかなというふうに事務局としても思っているところでございます。

そうした中で町内にある保育園、古里と氷川保育園のほうになりますが、あくまでこの制度は保育所のほうで認可を申請いただかないと認可することができませんので、申請がなければ、当然、町内でそういった預かっただけの施設は生まれないのかなというふうには思っているところでございます。

しかしながら、氷川保育園と古里保育園のほうにはこれからいろいろと協議をさせていただいて、丁寧にご説明をしながら受入れをしていただけるように進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 質疑はありませんか。7番、小峰陽一議員。

○7番（小峰 陽一君） 小峰です。

不勉強といえば不勉強で申し訳ないですけど、具体的に何をするのか教えてくださいませんか。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 7番、小峰議員のご質問にお答えいたします。

今回、この内容について具体的に何をするかといったようなご質問でございますが、今回のこの条例につきましては、新しく乳児等通園支援事業をやっていただけるといいますか、手を挙げた申請をしていただいた事業所を認定するための条例になってございます。この認定につきましては自治体、市町村が認定をするということになっておりますので、今回国で定めた内閣府令に従いまして町としては、今回この条例のほうを上程させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 7番、小峰陽一議員。

○7番（小峰 陽一君） 小峰です。

要するに、ここの奥多摩町乳児等通園支援事業というものは何なのだと聞きたいんですよ。何をするのか全然わかんない。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 7番、小峰議員のご質問にお答えをいたします。

この乳児等通園支援事業がどういったことをするのかということでございますが、こちらにつきましては、現在保育所に通っていない0歳6か月から2歳までのお子さんを対象

として、月一定時間まで、町としては国の基準で 10 時間までを想定しておりますが、この時間で保育園といいますか、こども誰でも通園制度を実施する事業所のほうに預けることができるといったような制度になっております。ですので、通常保育園ですと就労要件とかがございますが、そういったところがなく保育園に預けることができるといったような制度でございます。

○議長（澤本 幹男君） 7 番、小峰陽一議員。

○7 番（小峰 陽一君） この制度が実施されたときに具体的に子どもを持っている親はどのような手続をすればいいんですかね。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 7 番、小峰議員のご質問にお答えいたします。

この乳児等通園支援事業こども誰でも通園制度なんですが、こちら子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度というふうになっておりまして、令和 8 年 4 月 1 日から、来年度の 4 月 1 日からは全ての自治体で実施されるわけなんですが、このためこの制度の対象となります保護者には、支援の給付を受ける権利というものが生まれます。その支援の給付を受けて、この誰でも通園制度を利用するためにはまず町のほうに支援給付の認定の申請をしていただきまして、町のほうが給付の認定を決定いたしましたら、今度は利用する保護者の方は預けたい保育園に対してお申込みをしていただくといったような流れになっております。

説明は以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑ありませんか。5 番、大澤由香里議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

申込みは国が一元化した総合支援システムで行うという国の説明がありますが、各市町村と事業者がシステムを導入する必要があるかと思えます。現在の状況はどうなっているのかと、来年 4 月から運用となれば、また現場に新たな負担を強いることになるのではないかと危惧しますが、その辺の具体的な流れといいますか、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 5 番、大澤由香里議員のご質問にお答えいたします。

申込みについては、システムにおいてということで、その現状とシステムでの運用が始まった後、現場での負担というところのご質問かと思えますが、システムについてという

ことは決まっているようなのですが、詳細な事務フローについてはまだ国のほうから示されておりませんので、ほかの手引き等もまだ令和8年度以降は示されておりませんので、今後12月末ぐらいにはというようなご連絡はQ&A等でいただいているところなのですが、詳細についてはまだ現時点、把握していないところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（澤本 幹男君） 3番、森田紀子議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

こちらの制度なんですけど、既に保育園に入園している、あとは幼稚園やこども園に通っている子は、在園児は対象にならないんですけど、それ以外の子どもは奥多摩町でどのくらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 3番、森田議員のご質問にお答えいたします。

今回のこの制度の対象にならない児童は町内でどのくらいいらっしゃるかというようなご質問かと思いますが、正確な数字を把握しているわけではないんですけど、現在、入園されている方と人口から見ますと、本当に数名、5名以下ぐらいではないかというふうには想定しているところがございます。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。7番、小峰陽一議員。

○7番（小峰 陽一君） 小峰です。

本当に勉強不足で申し訳ないんですけど、奥多摩町乳児等通園支援と書いてありますよね。ということは、家庭から申し込んだ保育園なり送り迎えしてくれるという意味に取ってもいいんですかね。すみません、申し訳ない。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 7番、小峰議員のご質問にお答えいたします。

通園の支援という名称になっておりますが、保育園等の送り迎えについては保護者の方にやっていただくというところになっております。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。2番、伊藤英人議員。

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

この条例自体は、公布の日から施行ということなんですけれども、先程の説明だと、令和8年度の4月1日からが実施日になるのかなと思うのですが、その辺の実施日になるの

か、もしくは利用者からの申請の受付開始が4月1日からになるのかという、事業開始のスケジュールの部分を確認したいのと、実際利用が始まったとして、利用者側の自己負担については、奥多摩町としてはどうなるのかというところを確認したいのと、もう一つが広域利用というものができわけですけれども、令和8年度以降のスタートとして、広域利用、自治体間の協議については、奥多摩町は必要があるのかどうかのところを伺いたい。

以上、3つです。お願いします。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 2番、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目のご質問ですが、この条例の施行日、公布の日から施行で、制度自体は令和8年4月から始まるということでのスケジュール感というところなんです、今回この条例につきましては、施設事業所の認定を定める条例になってございまして、今後令和8年4月1日までに認定をするために事業所から申請をいただいて認定の作業を進めていくということになりますので、この時点で条例のほうを上程させていただいて、ご審議をいただいているというところでございます。

また、制度は来年度8年の4月1日から奥多摩町では実施する予定になっておりますので、4月1日からのお申込みというところになるかと思えます。

また、2番目の質問ですが、自己負担の部分についてなんです、一応国のほうから示されております現在の資料によりますと、300円程度ということで自己負担になっております。

ただし、令和8年度の詳しい資料については、先程大澤議員のご質問のお答えにさせていただいたとおり、まだ示されておられませんので、現状では300円ということで考えております。こちらについては自己負担ということで、保育園のほうで徴収するというようなことになってございます。

また、3番目のご質問、広域利用についてということでございますが、こちら広域利用のほうはできるようになってございまして、給付制度でございまして、認可・認定については奥多摩町のほうに申請をいただくんですが、その後、町外の保育園等の事業所を利用したい場合については、そのシステムから町外の保育所のほうを選んでいただいて、お申込みをしていただくという流れになっております。

説明は以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。10番、原島幸次議員。

○10番（原島 幸次君） 10番、原島です。

こども誰でも通園制度、この制度につきまして該当者がいると思うんですが、町の該当されている方にどのように課としては通知するのか、どのように周知徹底させるのか、その辺をお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 10 番、原島議員のご質問にお答えをいたします。

この制度の周知についてというご質問の趣旨かというふうに思いますが、こちらにつきましては広報おくたまですとか、こういった制度が始まるということは周知をさせていただきたいと思います。

ただ、該当が非常に限られるというところもありますので、この辺につきましては保育園の入園の状況を見ながら、もしそういった該当するお子様がいれば、個別に連絡するというようなことも検討しながら、今後どういうふうに周知していくかということは検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。4 番、相田恵美子議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

今の原島議員の質問と関連するんですけども、住民の方に周知していくときに、今、課長のほうからは保育園のほうでというお話でしたけれども、6 か月から預かってくださることなので、できれば保健師であるとか、民生委員さんのほうから、妊婦のときから情報としてお話をしていただいたほうが保育園に入れるか、おうちで見るのか、この制度を使って子育てするのかということが選択できるのかなと思いましたので、その辺はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 4 番、相田議員のご質問にお答えいたします。

事業の周知の関係で、妊婦さんのとき、保健師さんですとか、民生委員さん等を通じて PR をされてはどうかというご提言でございますが、所管課のほうと調整をして、なるべくそういったところの母子保健等も通じて事業の PR ができるように進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。3 番、森田紀子議員。

○3 番（森田 紀子君） 3 番、森田です。

こちらの財源は、国と町でどのくらいの比率になっているのでしょうか。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 3番、森田議員のご質問にお答えをいたします。

この財源はといったご質問でございますが、こちらにつきましては、国が4分の3で残りの4分の1の半分が東京都、更にその半分が町ということで、国が4分の3の都と町がそれぞれ8分の1ずつというような形になっております。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。2番、伊藤英人議員。

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

一番気になるのが4月1日からのスタートまでの間で町内の保育所等で受入れ体制が整っているのかどうかなんですけども、奥多摩町こども計画とか、その中にある子ども・子育て支援事業計画だと令和8年度の乳児等通園支援事業の見込みとしては町内3名というふうになっているので、一般型と余裕活用型がありますけれども、定員と実際に今いる就園児の関係を見ると、余裕活用型が普通に利用できそうな状況にあると考えると、町内の保育所等から申請さえあれば実施は可能、受入れは可能であるという認識でよろしいでしょうか。つまり、町内3名の見込みとなっているのは達成というか、受入れ体制だけでも利用可能な状況になるというふうに町としては考えていらっしゃるのかどうか、見解を伺いたいです。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 2番、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

来年度の受入れについて、できるかどうかというところを町の考えはということかと思いますが、現在、町内では先程も申し上げましたとおり、保育園は2園となっております、古里と氷川保育園にお願いをしてというところではあるんですが、一般事業所ということで新しくというのは難しいかと思っておりますので、どうしても余裕活用型ということで、それぞれクラス定員に空きがあるところでの受入れということになるかというふうには思っております。

その中で、クラスのほうの定員に今現在、待機児童はおりませんので、空いているような状況でございますので、受入れしていただけることは可能かなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 5番、大澤由香里議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

先程の森田議員の財源のところに関して、国が4分の3、町と都で8分の1ずつというお話でしたが、専属の保育士を新たに雇うほどの内容なのかどうかというところ、雇えるかどうかというところをお聞きしたいです。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 5番、大澤由香里議員のご質問にお答えをいたします。

保育士を新しく雇うほど必要があるかと、財源に関連してというところでございますが、今回、余裕活用型ということで実施をしていただく場合については、その保育園の定員の空きの枠の中で実施をいたしますので、職員の配置の基準につきましても、今行っている事業の配置基準によるというところになっておりますので、改めて保育士を採用する話は別なんです、今の枠の中で定員を増やすということであれば、改めてということはないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第61号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 異議が出ましたので、これより討論を行います。

はじめに、議案第61号について反対の議員の討論を行います。ある方は挙手をお願いします。5番、大澤由香里議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

議案第61号 奥多摩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に反対する立場で討論を行います。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、来年度から新たに実施される乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

孤立する子育ての不安に応え、親の就労にかかわらず、全ての子どもの育ちを応援する

という理念には大いに賛同いたします。しかしながら、この制度の内容は、余りにも保育現場の実態を無視しており、子どもの命と安全を守る上で大きな懸念があります。

そもそも保育園は、子どもがはじめて社会生活を体験する場であり、成長過程に応じた発達を保障するための場です。保育士の皆さんは、児童福祉法と保育指針に基づき、子どもたちの特性や特徴を踏まえ、最善の保育が子どもたちに行われるよう、その専門性を発揮し、子どもとの安定的、継続的な関わりを大切にして子どもの成長の援助を日々行っています。

しかし、このこども誰でも通園制度によって毎日通園している在園児の集団の中に日替わりで新しい子どもが入ることで、保育士と子どもたちとの関係が都度大きく変わることになります。とりわけ人見知りが始まり、親の後追いが激しい時期の乳幼児を単発的に数時間預けることは、預けられる子どもにとっても、在園児にとっても、保育士にとっても大きなストレスとなります。

実際に千葉市が 2024 年度に実施したこども誰でも通園制度試行的事業の検証結果報告書では、保育従事者の声として「通常保育に悪い影響があった」という回答は 50%を占めました。自由記載では「はじめての環境に泣く利用児童が多く、通常保育も落ち着くまで時間がかかる」や「慣れずに泣き続ける子どもが多く、心身の負担が大きい」などと報告されました。短時間保育や、はじめての子どもを受け入れるには、十分な体制と保育のスキル、経験が必要です。保育士不足や低過ぎる処遇の現状では、新たな負担を強いられることになりかねません。

また、こども誰でも通園制度の利用は、事業者との直接契約です。預ける園、曜日、時間を決めて定期的に利用する方式だけでなく、スマートフォンのアプリで空き状況を見て、その都度空いている園、時間にスマホから直接申し込む方式も取っています。

政府は柔軟に、簡単に、タイムリーに予約できることを新制度の利点として押し出し、できるだけ利便性を高めたシステムであるとしています。空きがあれば直前の予約も可能で、全国どこの事業所にも予約できるとしています。直前の予約も可能という制度の下では、アレルギーや発達状況など必要な情報が把握されず、命に関わる事故が起きかねません。保育所における死亡事故の発生は、0歳から2歳児、預けはじめの時期が最も多いのが実態です。

こども誰でも通園制度は、少なくとも事前面談を必須にし、専用室に専用の保育士を配置するなど、試行的事業で取り組んできた自治体や園の教訓を生かして子どもの安全・安心を確保できるようにすることが求められます。

今、町内の保育園では定員割れをしているものの、配慮の必要な子どもが多く、保育士の皆さんは手いっぱいだと思います。子どもの育ちを支援するというならば、保育士が安心して保育ができるゆとりある保育基準と保育士の待遇改善、財政的支援が不可欠です。この制度ではその条件が整っていません。

以上、社会全体で全ての子どもの保育を保障するという理念や方向性には賛同するものの、現状、奥多摩町では保育園側からと保護者からの切実なニーズがなく、現場からは新たな負担増になる懸念の声があることを踏まえ、内容が余りにも不十分として本条例には反対といたします。

○議長（澤本 幹男君） 次に、議案第 61 号について賛成の議員の討論を行います。あ
る方は挙手願います。4 番、相田恵美子議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

議案第 61 号に賛成する立場から討論させていただきます。

この制度は、共働き世帯の増加など社会情勢の変化に対応するため、児童の健やかな成長を支援し、児童福祉法に基づき、子どもたちの安全と質の高い保育を確保することも目的であります。

人口減少の社会の子育て、支援基盤を強化し、未就園児でも利用可能ということは、集団生活の機会を与える点で補完的な役割を果たしていくと思われまふ。私自身、子育ての頃、自助保育グループ「グーチョキパー」を立ち上げた理由の一つに、子育ての孤立化を防ぐということがありました。同時に、私たちは子ども預かり制度もその当時提案いたしました。当時は一笑に付されましたが、30 年後にこのように公的な子ども預かり制度として、国の政策として制度化されたことは、私は画期的だと思っております。多様な子育て環境に応じるためにも、親たちを孤立化させないためにも必要不可欠な制度だと思いまふ。

よって、私は、議案第 61 号 奥多摩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例に賛成いたします。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 次に、議案第 61 号について反対の議員の討論を行います。ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 次に、議案第 61 号について賛成の議員の討論を行います。いらっしやいませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) 以上で、議案第 61 号の討論を終結します。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 61 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、議案第 61 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) 異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開とします。

午前 10 時 58 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長(澤本 幹男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 7 議案第 62 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 8 議案第 63 号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 9 議案第 64 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。子育て定住推進課長。

[子育て定住推進課長 河村 寿仁君 登壇]

○子育て定住推進課長(河村 寿仁君) タブレット端末の議案第 62 号から議案第 64 号をご覧ください。議案第 62 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 63 号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第 64 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上 3 件の条例改正につきましては、提案理由に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

はじめに、タブレット端末の議案第 62 号のファイルをご覧ください。

提案の理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29

号)の施行による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。3ページの新旧対照表をご覧ください。下線の部分を改正するものです。

第12条虐待等の禁止でございますが、児童福祉法において保育所等の職員による虐待対応に関する規定が新たに追加され、引用する条項に変更が生じたことから改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、タブレット端末の議案第63号のファイルをご覧ください。議案第63号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由は、先程申し上げましたとおりです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第25条虐待等の禁止でございますが、議案第62号と同様に、児童福祉法において保育所等の職員による虐待対応に関する規定が新たに追加され、引用する条項に変更が生じたことから改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、タブレット端末の議案第64号のファイルをご覧ください。議案第64号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由は、先程申し上げましたとおりです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第12条虐待等の禁止でございますが、議案第62号、第63号と同様に、児童福祉法において保育所等の職員による虐待対応に関する規定が新たに追加され、引用する条項に変更が生じたことから改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第62号から議案第64号までの説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(澤本 幹男君) 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第62号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第62号の質疑を終結します。

次に、議案第63号の質疑を行います。質疑はございませんか。7番、小峰陽一議員。

○7番(小峰 陽一君) 本当に大変勉強不足で申し訳ないんですけど、33条の10の1

項と 33 条の 10 は、どういうものか全然わかりません。ちょっと説明できたらお願いしたい。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 7 番、小峰議員のご質問にお答えをいたします。

児童福祉法の第 33 条の 10 と第 33 条の 10 の第 1 項についての内容というご質問の趣旨かと思いますが、児童福祉法の第 33 条の 10 につきましては、被措置児童虐待について定められている条になってございます。今回、先程申し上げましたように、保育所職員と虐待対応の強化ということで、新たに児童福祉法の 33 条の 10 第 2 項、第 3 項が追加されたということから、本条例の改正につきましては、第 33 条の中を引用していたところを第 33 条の 10 の第 1 項というふうに改めるという内容となっております。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 63 号の質疑を終結します。

次に、議案第 64 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 64 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 62 号から議案第 64 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 62 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、議案第 62 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 63 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、議案第 63 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 64 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、議案第 64 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 65 号 奥多摩町環境基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。環境担当主幹。

[環境担当主幹 坂本 秀一君 登壇]

○環境担当主幹(坂本 秀一君) それでは、タブレットの議案第 65 号をお開きください。議案第 65 号 奥多摩町環境基本条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町環境保全員に関する制度を改めるため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。3 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 11 条監視等の体制整備において、下線部分「対処するため、奥多摩町環境保全員を設置する。」を削り、「対処するものとする。」として奥多摩町環境保全員を廃止するように改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

改正の趣旨でございますが、この環境保全員の所掌事項として、その地域における平常に比し著しく環境への負荷が悪化したことを発見・覚知した場合は速やかに環境整備課に通報するものとするとなっております。

環境保全員の経緯としまして、その前身として公害監視員制度がございまして、昭和 46 年に制定されました奥多摩町公害対策審議会条例において規定された被害関係地域、小丹波、白丸、大氷川、栃久保、日原自治会から推薦を得て委嘱することとなっております。これは、石灰石等を採掘する事業者を監視する目的があったものと思われ、被害関係地域の住民が公害監視員を通じ、町へ公害の通報や報告を行ってまいりました。

昭和 46 年に設置された公害監視員の時代は、全国的に深刻な公害が問題となっており、町においても公害監視員を設置する必要があったものと思われま。

環境保全員にはこのような経緯がございまして、しかしながら、現在では事業者も環境対策には以前から力を入れており、また、環境保全員を通じて報告された環境に対する通

報は、近年ではほぼありません。

また、住民皆様も環境に対する意識は高いと思われませんが、現状、環境に対する通報も不法投棄や野焼きなどがほとんどであります。

更に環境保全員は6名おり、小丹波、棚沢、大氷川、栃久保、日原、小河内自治会から推薦をいただいておりますが、以前より自治会から各種委員推薦の負担軽減の声が上がっております。

このようなことを踏まえ、環境に対する通報などは、現状、環境整備課環境係で対応しており、自治会の負担軽減も考慮し、環境保全員につきましては廃止することといたしたく条例を改正するものでございます。

なお、令和7年10月23日に奥多摩町環境審議会を開催し、1番、榎戸議員、3番、森田議員にも委員として出席いただき、環境保全員制度の廃止についてご審議、ご了承いただきましたことを報告いたします。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第65号の質疑を行います。質疑はありますか。7番、小峰陽一議員。

○7番（小峰 陽一君） 小峰です。

確かに現実に今、非常に各企業も努力されていて、昔のような企業による公害というのは非常に少なくなったと思うんですけど、ただ、現実にはあそこで物が臭いとか何かいろいろそういう方もいるように聞いています。そういう受皿をきちんと環境整備課のほうで受け入れられる体制があるのかということと、それから、個人で苦情を言うしか手がないんだと思うんですけど、そこら辺の体制と、それから公害についてどこへきちんと要求をすればいいのか、そこら辺の対応はどう考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（澤本 幹男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 7番、小峰議員のご質問にお答えします。

今現在、環境整備課環境係2名体制で行っておりますが、例えば先程申し上げました野焼きですとか、その他臭いの問題ございますが、そういったことも主に電話で通報いただくこと、あとは直接お越しいただいていることもございます。それで、環境係のほうでその発生元となる方のところに行って、こういった苦情なり、そういったご意見あるんで、ご配慮をお願いしたいというようなことなども申し上げており、また、ひどい方、いわゆ

る常連のような方になりますと、消防署、警察と一緒にその方のところに行って注意喚起などを行っております。

また、大気の問題ですとか、騒音のほうは町のほうでありますけど、場合によっては、東京都の多摩環境事務所のほうに相談なり協力いただいて、一緒になって対応・対処していくことももちろんできますので、今後はこれがなくなったことによって環境が悪くならないように、町のほうでもそういった周知などについては取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご了承願えたらと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 7番、小峰陽一議員。

○7番（小峰 陽一君） 対応については分かりました。

皆さんがどうやったら苦情を言う場所がどこだというのが分かるかなということ。要するに、例えばホームページでも何でもいいですけど、苦情があったらこの係に通報してくださいというようなことをもう少しはっきりと明示したほうがいいような気がするんですけど、いかがですか。

○議長（澤本 幹男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 7番、小峰議員の質問にお答えします。

もちろんそういったことは町のホームページですとか、あとは広報ですとか、様々なものを通じて今後、そういった環境に対するご意見は、奥多摩町の環境整備課環境係までというようなことが分かりやすく周知することに努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 4番、相田恵美子議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

主幹から只今ご説明いただきました環境係のお仕事のお話なんですけど、これまで先程課長がお話しされたことを環境保全員の方がされていたのかということ伺います。

あと、もう一点としましては、廃止することでリスクも考えられると思いますが、その辺はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（澤本 幹男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

先程議案の説明の中でございまして、今までも環境保全員さんの制度がございまして、住民の方などが環境保全員さんを通じて町のほうにも報告をいただくというようなことを制度上はありましたが、近年、担当のほうに調べさせましたら、令和3年からは保全員さんを通じたそういった環境に対する苦情やご意見等はなかったということでございます。

今後につきましても今までのこういった状況を見ますと、今、皆さん1人1台スマホ・携帯電話等をお持ちであることもありますし、環境に対する意識も高いところがございます。この保全員さんがなくなるということでリスクのほうは大丈夫かというところがございますが、今までの近年の状況を見ます限り、そういったところは大丈夫かと私ども考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 65 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 65 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 65 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、議案第 65 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 66 号 小丹波西生活雑排水路直接浄化施設撤去工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第 66 号 小丹波西生活雑排水路直接浄化施設撤去工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、令和 7 年 5 月 26 日付で締結したこの契約について、内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本案件につきましては、小丹波西生活雑排水路直接浄化施設撤去工事請負契約の一部につきまして、次のとおり変更させていただくものです。

変更前の金額は 3,597 万円でございます。変更後の金額は 5,406 万 2,800 円となります。

契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表

取締役、佐久間藤樹氏でございます。

なお、本案件につきましては、11月27日に開催されました第3回町議会臨時会においてご審議をいただき、ご決定を賜りました一般会計補正予算（第3号）に基づき、現在変更仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） それでは、議案第66号の変更工事概要につきましてご説明させていただきます。タブレットの2ページをお開きください。変更工事概要でございます。

1、工事件名は、小丹波西生活雑排水路直接浄化施設撤去工事でございます。

2、工事場所は、奥多摩町小丹波124番地先でございます。

3、契約金額及び4、変更後金額につきましては、只今企画財政課長からの説明のとおりでございます。

なお、工期につきましても令和7年5月27日から12月25日までのものを令和8年1月31日までに変更させていただきます。

次に、5、変更概要でございますが、はじめに、この施設の経緯等についてご説明させていただきます。この施設は、警察共済組合の施設、シャレー奥多摩の古里駅寄り、国道と多摩川との間にあります土地にございまして、公共用水域である多摩川の水質保全を目的として平成3年度に警察共済組合様の所有地を無償で借用し建設された施設でございます。その後、公共下水道が小丹波地区で供用開始された平成23年頃まで稼働しておりました。稼働終了後、解体費用の確保などの課題があり、また、警察共済組合様のご理解をいただき、ここまで至りました。

しかし、昨年度、警察共済組合様から撤去依頼があり、また、土地仕様書承認書には、使用期間が満了したときは直ちに原状に回復して返還しなければならないことが示されており、解体工事を実施することとなりました。

それでは、（1）変更理由ですが、当初設計では計上されていなかったコンクリート基礎部が判明し、これによりコンクリート及び土砂の撤去、運搬、掘削、処分費等が増額となり、工期の延伸も行うこととなります。

（2）変更箇所としましては、①として、無筋コンクリート37.01 m³の増、図面ではタ

ブレット5ページの①と②の数量表、6ページの③と④の数量表及び7ページの⑥数量表のうち青い枠、⑥Cとなります。それぞれ着色した部分が増加しました箇所となります。

2ページにお戻りいただきまして、②として、有筋コンクリート 1.11 m³の増、図面ではタブレット7ページの⑤の数量表と⑥の数量表のうち⑥Aと⑥Bになります。

次に、2ページにお戻りいただいて、③として、掘削土量 27.68 m³の皆増、図面ではタブレット8ページの⑦と⑧の数量表の合計となります。

これらに伴い、2ページの④交通誘導員 48 人の増と⑤石綿撤去処分一式が変更箇所となります。

改めて5ページをご覧ください。右上、概要図の円の中に①と②がございます。こちらは2段に分かれており、①は上段、②は下段となっています。

中央の①及び②の断面図をご覧ください。着色部分の上部が当初設計部分と記載された箇所、こちらが当初設計の部分でしたが、実際に解体してみますと、桃色、または茶色の厚さが追加で判明されました。

次の6ページですが、こちらは当初設計に計上されていない灰色の捨てコン部分と黄色のラップルコン部分が新たに判明しました。

次の7ページですが、同じく青色の部分と、その上部の網掛けのコンクリート部分が新たに判明しました。これに伴い、8ページの掘削土量に係る部分ですが、新たに判明したコンクリート基礎範囲を確認するため、緑色部分の土砂を掘削する必要があったためでございます。

当初設計は、平成3年度建設当時の図面を基に設計されておりますが、当時の図面には、申し上げました追加部分の記載はなく、基礎部においてはL型擁壁コンクリートのみの記載であり、高さにおいても10 cm程度の相違や土間コンクリートにおきましても上段につきましては40 から80 cm程度、また、下部につきましても30 cm程度の相違がございました。現地を確認しましても多摩川へ続く斜面に近接されており、基礎部分の三方の側面はL型擁壁で囲まれ、また、上部は土間コンクリートで塞がれており、内部は土砂で埋まっておりますことから、変更箇所に該当する基礎部分を想定するところが難しいところでございます。

30 数年前の設計・施工ではありますが、大きな変更を図面に記載のないまま完了しましたことから、今回このような大幅な増額となり、誠に申し訳ございません。ご理解をいただければ幸いです。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 66 号の質疑を行います。何か質疑等がございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 66 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 66 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 66 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、議案第 66 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 67 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 13 議案第 68 号 奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計の消費税等の納付延滞に係る損害賠償額の決定について、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。自然公園施設担当課長。

〔自然公園施設担当課長 新島 和貴君 登壇〕

○自然公園施設担当課長（新島 和貴君） 議案第 67 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）及び議案第 68 号 奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計の消費税等の納付延滞に係る損害賠償額の決定については、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 67 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,408 万 3,000 円とする。

2、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、詳細についてご説明申し上げます。

はじめに、本補正予算におきまして、歳入についての変更はございません。

それでは次に、4ページをご覧ください。歳出でございます。

款01総務費、項02利用管理費、目01利用管理費、事業(01)利用管理費、節10需用費は、説明欄記載の修繕費は57万円を減額し、節12委託料は、説明欄記載の紫外線照射装置保守点検委託料54万4,000円を減額し、節21補償・補填及び賠償金は、説明欄記載の消費税に係る延滞税・加算税6万7,000円を新たに計上し、節26公課費は、消費税及び地方消費税104万7,000円を増額するもので、減額分を節21補償・補填及び賠償金及び節26公課費に充当するものです。

なお、詳細については、議案第68号にてご説明申し上げます。

以上で、議案第67号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第68号 奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計の消費税等の納付延滞に係る損害賠償額の決定についてご説明いたします。

はじめに、提案理由でございますが、令和2年度、令和3年度及び令和5年度の山のふるさと村管理運営事業特別会計の消費税及び地方消費税の納付延滞に係る損害賠償額を決定するものです。

次のページをお開きください。損害賠償額の内容でございますが、1、損害賠償額、6万6,800円。2、損害賠償の相手方、国。3、損害賠償の理由、令和2年度、令和3年度及び令和5年度の山のふるさと村管理運営事業特別会計の消費税及び地方消費税の納付延滞に係る損害賠償額を決定するものである、でございます。

詳細については、令和7年第4回町議会定例会、議案第67号・議案第68号提案説明附属資料にて説明をいたしますので、タブレットの附属資料をご覧ください。

こちらは消費税・加算税・延滞税の内訳でございます。

はじめに、令和6年度、これは令和6年4月から令和7年3月期分でございます。こちらについては本年9月に既に22万2,400円を納付していましたが、行政指導により修正が生じたので、修正申告を行い、額の確定に伴い、今後消費税13万6,300円を納付するものでございます。

次に、令和5年度、これは令和5年4月から令和6年3月期分でございますが、こちらについても令和6年9月に確定していたものでございますが、令和6年度と同様に行政指導により修正申告が生じたもので、額の確定に伴い、今後消費税を49万7,100円納付するものでございます。

また、令和5年度分は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの延滞税を納付することになります。延滞税につきましては1万1,700円で、納付すべき消費税額に滞納期間と利率2.4%を乗じて算定したものでございます。

次に、令和3年度、これは令和3年4月から令和4年3月期分、令和2年度、これは令和2年4月から令和3年3月期分でございますが、この2か年間は、インボイスに関係なく確定申告をするべきものでしたが、未申告であるため、新たに申告をするものでございます。令和3年度は、消費税22万8,200円、加算税1万1,000円、延滞税1万6,900円を納付するものです。

なお、加算税については、納付すべき消費税額の5%で、100円単位は切り捨て、延滞税につきましては、納付すべき消費税額に延滞期間と利率2.4%を乗じるものでございます。

令和2年度は、消費税18万5,200円、加算税9,000円、延滞税1万8,200円を納付するものです。

なお、加算税については納付すべき消費税額の5%で、同じく100円単位は切り捨て、延滞税につきましては、納付すべき消費税額に滞納期間と利率2.4%を乗じるものでございますが、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの分は、利率が2.5%となります。

以上のことから消費税104万6,800円、加算税2万円、延滞税4万6,800円、加算税と延滞税の損害賠償額が6万6,800円、消費税104万6,800円を含めた合計は111万3,600円となりますので、111万4,000円を計上いたしておりますので、ご審議のほどお願いいたします。

以上で、議案第67号 令和7年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第68号 奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計の消費税等の納付延滞に係る損害賠償額の決定についてにつきまして説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第67号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第67号の質疑を終結します。

次に、議案第68号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 68 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 67 号及び議案第 68 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 67 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、議案第 67 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 68 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、議案第 68 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 西秋川衛生組合議会議員の選挙を議題とします。

西秋川衛生組合議会議員 3 名のうち 2 名から辞職願が提出され、欠員となっております。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定いたしました。

指名につきましては、議長において指名させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、指名につきましては、議長が指名することに決定いたしました。

申し上げます。西秋川衛生組合議員には 2 番、伊藤英人議員、8 番、宮野亨議員、以上 2 名を指名いたします。

お諮りします。西秋川衛生組合議会議員には只今指名した 2 名の議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、西秋川衛生組合議会議員には、只今指名した伊藤英人議員、宮野亨議員を当選人とすることに決定いたしました。

次に、日程第15 秋川流域斎場組合議会議員の選挙を議題とします。

秋川流域斎場組合議会議員2名から辞職願が提出され、欠員となっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定しました。

指名につきましては、議長において指名させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、指名につきましては、議長が指名することに決定いたしました。

申し上げます。秋川流域斎場組合議会議員には1番、榎戸雄一議員、3番、森田紀子議員、以上2名を指名します。

お諮りします。秋川流域斎場組合議会議員には只今指名した2名の議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、秋川流域斎場組合議会議員には、只今指名した榎戸雄一議員、森田紀子議員を当選人とすることに決定いたしました。

次に、日程第16 陳情の受付について、7陳情第3号の陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(原島 保君) それでは、朗読します。

議請願第3号 令和7年12月5日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長澤本幹男。請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情1件について下記のとおり受け付けたので、報告する。

奥多摩町議会第4回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、7陳情第3号、受付年月日、令和7年10月2日、件名、「証明書等のコンビニ交付に関する陳情書」。

陳情人の氏名、奥多摩町境952、浅野大輔。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。只今議題となっております7陳情第3号については、会議規則第37条の規定により所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、7陳情第3号については、所管の総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するようお願いいたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

お諮りします。次の本会議の予定は、12月12日となっておりますので、明日から12月11日までの6日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、明日から12月11日までの6日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は、12月12日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変お疲れさまでした。

午後2時20分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員